

○総務省告示第二百七十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 「一〇十三 略」 十四 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム用			特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 「一〇十三 同上」 十四 「同上」		
周波数	空中線電力	備考	周波数	空中線電力	備考
四三三・〇五MHzを超え	「略」	「略」	四三三・九二MHz	「同上」	「同上」
四三四・七九MHz以下					
【注 略】			【注 同上】		
備考 表中の「」の記載は注記である。					